

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

去る10月15日から18日にかけて、本県の農産物や加工食品の新たな販路開拓のため、県内の農業団体の代表者とともにシンガポールを訪問し、国際見本市や現地百貨店での「とちぎ農産物フェア」におきまして、PR活動を実施して参りました。

購買力の高い富裕層が多く、周辺国への波及効果も見込める同国におきましては、放射性物質への懸念もほぼ解消されており、東南アジアへの輸出拡大の拠点として大いに期待できることを実感したところであります。

今後とも、海外に向けた情報発信や販路開拓を推進するなど、様々な機会を通じ、県産品の輸出拡大に取り組んで参ります。

次に、本県産いちごの新品種「スカイベリー」についてであります。試験販売を経て、今月から本格出荷が開始となりました。

「大粒で、きれいな円すい型、甘みと酸味の絶妙なバランス」を特長とするスカイベリーが、高級いちごのブランドとして国内外で広く愛され、収穫量46年連続日本一を誇る「いちご王国」の地位が、さらに揺るぎないものとなるよう、引き続き、栽培技術の向上や販路拡大等に対する支援に努めて参ります。

次に、指定廃棄物処分場への対応についてであります。

本県の指定廃棄物につきましては、県内約170か所に分散保管されており、竜巻などの自然災害の発生リスクや、保管期間の長期化による農家や事業者の皆様の精神的重圧を考えますと、一日も早く安全

な処分場を設置し、適正かつ安全に処理する必要があります。

このような中、今月9日には、望月環境大臣出席のもと、「栃木県指定廃棄物処理促進市町村長会議」が開催され、県内処理の基本方針や本県の処分場候補地選定手法についての再確認が行われたところがあります。

また、今月11日には、「栃木県指定廃棄物処分等有識者会議」を開催し、候補地選定経過等に関しまして、専門的な見地から御議論をいただいたところでもあります。

処分場の整備を進めていく上で最も重要なことは、地元の皆様の御理解でありますことから、県といたしましては、今後とも、指定廃棄物に関する啓発活動の充実などについて、強く国に要請して参ります。

また、有識者会議を通じまして、引き続き、国の候補地選定作業の検証を進めるとともに、地元の皆様の疑問や不安に対しましても、一つひとつ丁寧に対応して参ります。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算1件、条例10件、その他の議案5件の計16件であります。このほか報告2件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算（第5号）は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、栃木県地域医療介護総合確保基金を造成するとともに、当該基金を活用する事業を実施することとして編成したところでもあります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、15億9,010万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、7,914億9,125万円となります。こ

の財源といたしましては、国庫支出金、繰入金、繰越金等を充てることといたしました。

第2号議案は、民生委員法の一部改正に伴い、民生委員の定数を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第3号議案は、栃木県地域医療介護総合確保基金を設置することについて、新たに条例を制定するものであります。

第4号議案は、介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第5号議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、栃木県小児慢性特定疾病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第6号議案は、難病の患者に対する医療等に関する法律の制定に伴い、栃木県指定難病審査会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものであります。

第7号議案は、知事の権限に属する事務の一部を新たに市町村に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費の支給認定の申請の受理に係る事務等を新たに宇都宮市に移譲するため、栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、児童福祉法の一部改正に伴い、とちぎリハビリテー

ションセンター設置、管理及び使用料条例等の一部を改正するもの
あります。

第10号議案は、道路占用料の徴収区分及び額を改定するため、栃木
県道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、屋外広告物法第28条に規定する事務を新たに那須塩
原市に移譲すること等のため、栃木県屋外広告物条例及び栃木県知事
の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正するもの
であります。

第12号議案は、栃木県収用委員会委員阪口勉氏、橋本良男氏及び森
田信征氏の任期が来る12月24日に満了いたしますので、その後任とし
て、増子孝徳氏、船橋政従氏及び櫻井基雄氏を任命することについて、
それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第13号議案及び第14号議案は、当せん金付証券の発売について、そ
れぞれ議決を求めるものであります。

第15号議案は、県の行う建設事業に対し市町村が負担する金額の変
更について、議決を求めるものであります。

第16号議案は、訴えの提起について議決を求めるものであります。

報告第1号は、栃木県信用保証協会が行う保証債務に係る求償権の
放棄等の承認に関する報告であります。

報告第2号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報
告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。